



附則  
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十九年二月五日

鳥取県規則第六号

鳥取県知事 石 破 二 朗

様式第1号

(表)

入 学 願 書			
住 所			写 真
(ふりがな) 氏名及び 生年月日	年 月 日生		
貴院に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。 年 月 日 職 氏 名 殿 志願者 氏 名 <sup>㊦</sup>			
学 歴	中 学 校	学 校 名	期 間 年 年 月 日 から 年 年 月 日 まで
	高 等 学 校		年 年 月 日 から 年 年 月 日 まで
職 歴	准看護婦 学校養成所		年 年 月 日 から 年 年 月 日 まで
	年 月 日	勤務先名及び所在地	勤務科及び期間

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(裏)

家 族	志 願 者 続 柄 氏 名	生年月日	備 考
	看護婦を志願する理由		
	*最も得意とする看護学科		
	趣 味		
	そ の 他		

備考 \*の欄は、准看護婦の有資格者のみが記入すること。

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則  
鳥取県立高等看護学院管理規則（昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。  
第十条の表中「戸籍謄本又は抄本」を削る。  
第二十五条を削る。  
様式第一号を次のように改める。

告 示

鳥取県告示第八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岩 間 薬 局	倉吉市瀬崎町二、七七一	昭和四十八年十二月三日

鳥取県告示第八十三号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和四十九年二月五日から施行する。

昭和四十八年七月鳥取県告示第四百九十四号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和四十九年二月四日限り廃止する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	人	統制額
大 (十二歳以上の者)	六十人	六十五円
中 (六歳以上十二歳未満の者)	三十人	三十円
小 (六歳未満の者)	十五人	十五円
婦人洗髪	十人	十円

鳥取県告示第八十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字白水橋東峯一八二四の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（花見東郷地区ほ場整備）事業の変更計画を

定めたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十六号

昭和四十八年十一月二日付けで河原町長から申請のあった土地改良(釜口地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十七号

昭和四十八年十二月七日付けで名和町長から申請のあった土地改良(木原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

昭和四十八年十一月二日付けで河原町長から申請のあつた土地改良(袋河原地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

昭和四十八年十二月二十五日付けで岸本町長から申請のあつた土地改良(林ヶ原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年六月二十七日 鳥取県指令受都計第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字屋田及び字クソ田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町四七

永瀬石油株式会社

取締役社長 永瀬義春